

三重大学『科学的地域環境人材』アナリスト／エキスパート認定取得のための学習要項(S)

○まえがき

『科学的地域環境人材』育成事業は、「環境を科学的に判断・評価し新しい環境価値を創造しつつ、地域（地球全体に対し、受講者が活動している市町村，都道府県，国レベルの地域）で活躍できる人材」を育成することを目的として環境教育を行い，その学習結果が目標基準を満たしたことを証するために，三重大学「国際環境教育研究センター」（以下センター）が『科学的地域環境人材』アナリスト／エキスパートの認定（以下「当該認定」という）を発行する事業である。

この学習要項は，企業・自治体職員／社会人（以下「受講者」という）が当該認定を取得するための学習要件などを示したものである。

1. 科学的地域環境人材 2つの認定項目

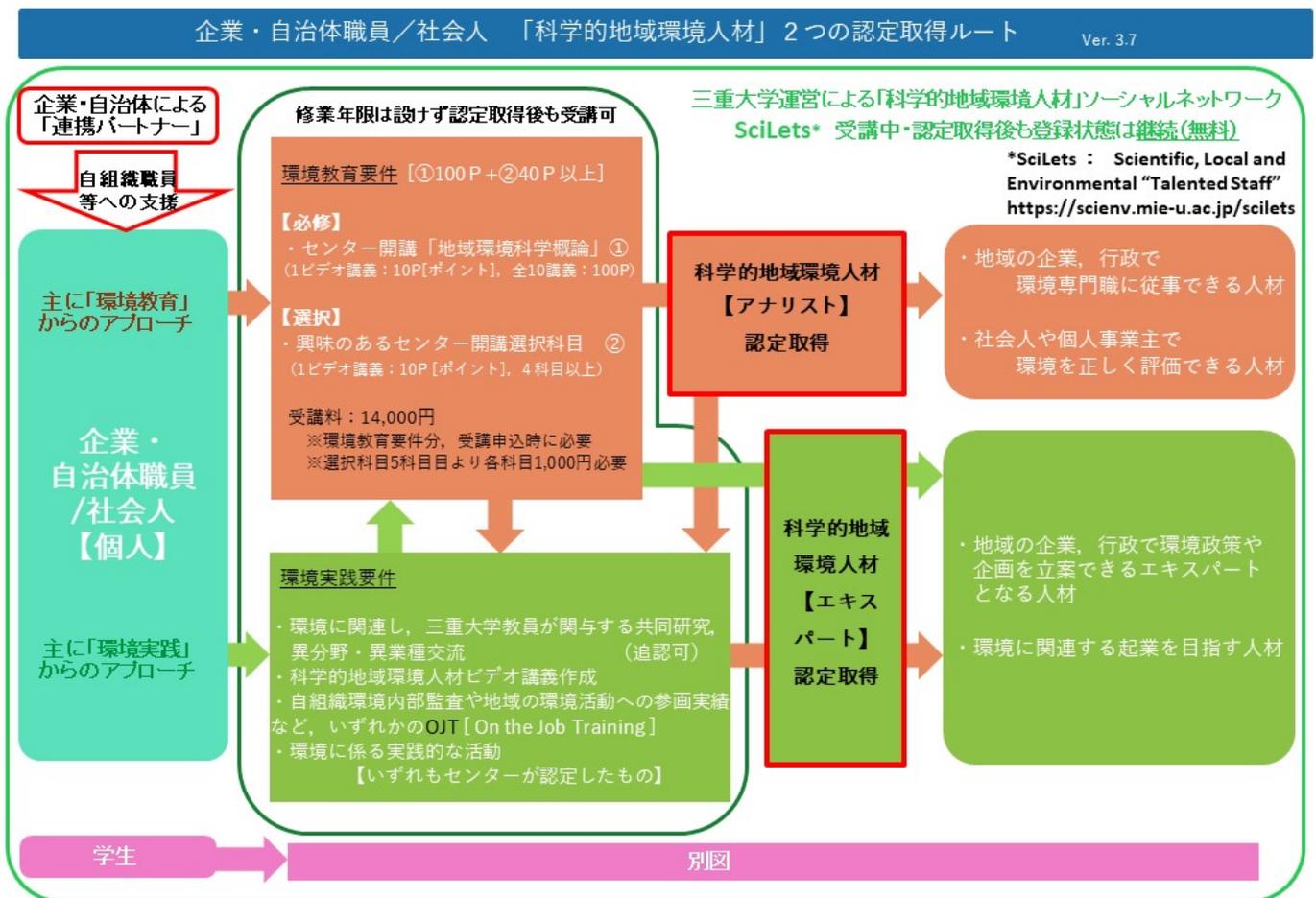


図 S 1 『科学的地域環境人材』 2つの認定ルート

三重大学『科学的地域環境人材』には，図 S 1 のように「アナリスト」と「エキスパート」の 2つの認定項目がある。

「アナリスト」認定は，環境教育要件を満たすことにより取得することができる。

「エキスパート」認定は，環境教育要件と環境実践要件の両方を満たすこと（満たす順序には関わらない）に

より取得することができ、「アナリスト」認定を包含する。

従って、当初「アナリスト」認定を目指していた受講者がその取得後、環境実践要件を満たすことにより「エキスパート」認定を取得することができ、その後は「エキスパート」と称する。

また「アナリスト」認定を目指していた受講者がその途中で環境実践要件を満たし、さらに環境教育要件を満たすことにより「エキスパート」認定を取得することができる。

あるいは、当初から環境実践要件に主眼を置いて活動しこれを満たしたのち、環境教育要件を満たした受講者はその時点で「エキスパート」認定を取得することができる。

2. 認定の保持

一度「アナリスト」あるいは「エキスパート」認定を取得した受講者は、その後認定取得要件が変わっても、次の認定保持要件を満たす限り、当該認定はそのまま保持される。

『認定保持要件』：認定取得後は、サイレッツ（ここでは SciLets ポータルサイトを指す）に加入を継続し（特に届け出不要）、その情報を活用し、世界情勢や国内外法令などの状況に合わせ、当学習システムなどを利用して知識をアップデートすること。

その結果、一度取得した「アナリスト」あるいは「エキスパート」認定は、サイレッツの登録が継続されている限り有効である。

なお、認定取得前後に、個人が認定取得等のために積み増した学習結果であるポイント数は、上記『認定保持要件』と同等な状況において保持される。

3. 学期、環境教育要件および環境実践要件の修業期間

当該認定は、本事業に加入時点（申込時点）の学期（各年度前期：4月1日～9月30日、および後期：10月1日～翌年3月31日）の学習要項の認定取得要件が満たされることにより取得される。なお、取得要件が改訂されるのは、各学期の開始時点である。

当該認定の環境教育要件および環境実践要件の修業年限は特に設けない。

本事業に加入した時点（申込時点）の学期の認定取得要件を満たした後、認定取得申請をもって認定を取得することができる。

三重大学（正規課程）及び大学院に入学した場合、在学期間の認定取得要件は「三重大学学生用」学習要項(G)によるが、その後さらに三重大学を卒業または大学院を修了した後の認定取得要件は、卒業または修了の時点から、最初に本事業に加入した時点（社会人であった時）の「社会人用」学習要項(S)の認定取得要件が適用されるものとし、卒業・修了後に認定取得の要件を積み増して認定取得を目指すためには、それまでに修得した環境教育要件および環境実践要件の達成状況を合算することができる。ただし、三重大学に入学以前に社会人として支払った費用については返金しない。

4. 環境教育要件

4.1 センター開講「地域環境科学」科目群（全てビデオ講義）と各科目のポイント

環境教育要件は、基本的に、センター開講「地域環境科学」科目群（全てビデオ講義）の学習により、以下に

記載する必要ポイント数を取得することにより満たされる。

受講者が当該認定（特に指定しない限り、「アナリスト」と「エキスパート」認定いずれをも指すものとする）を取得しようとする場合、センター開講「地域環境科学」科目群のうち、表 S 1 に示す地域環境科学必修科目 100 ポイント（1.5 時間のビデオ講義 10 科目。まとめて「地域環境科学概論」と呼ぶ）と、別紙「開講科目一覧」に示す地域環境科学の中の選択科目を 40 ポイント（1.5 時間のビデオ講義 4 科目）以上、合計 140 ポイント以上を取得する必要がある。

なお各科目とも、1 科目は 1.5 時間のビデオ講義を標準とし、その修得により受講者にはそれぞれ 10 ポイントが付与される。

選択科目の受講には、あらかじめ申請を必要とする。選択科目 4 科目目までの受講料は、初期登録時の課金に含まれるが、同時に選択受講科目名の申請を行う。さらに 5 科目目以降の選択科目については、必要に応じ別途申請と受講費用が発生する。

5. 環境実践要件

環境政策・企画の立案ができる『科学的地域環境人材』育成のために、実践的教育を重視し、下記のいずれかの環境実践を「エキスパート」認定要件とし、センターが認定する。

(1) 環境に関連する共同研究，異分野・異業種交流の実践

三重大学教員が関与する、環境に関連する共同研究，異分野・異業種交流に携わり、そのテーマが当該教員の申告とセンターの認定により「三重大学の環境研究」に登録された場合（研究・交流実施の時期が過去のものも含む）。

(2) 『科学的地域環境人材』育成事業におけるビデオ講義の作成

受講者が組織において、あるいは個人的に環境実践を行っており、本事業の関連する「地域環境科学小委員会」の承認の下に、『科学的地域環境人材』育成事業におけるビデオ講義を作成した場合。

(3) 連携パートナー組織における ISO14001 等環境管理内部監査員活動

受講者が所属する組織（連携パートナーであることが必要）の事業活動や、組織が実践する社会貢献活動の中で、環境の取り組みを 2 年以上行い、組織がその事実の下に推薦し、センターが認定した場合。

(4) 過去になされた環境に関連する卒業論文研究，修士論文研究あるいは博士論文研究の実践

三重大学教員の指導の下、過去になされた卒業論文研究，修士論文研究あるいは博士論文研究に携わり、そのテーマが指導教員の申告とセンターの認定により「三重大学の環境研究」に登録された場合。

(5) 環境に係る実践的な活動

環境に係る実践的な活動の実績を示し、前 4 号のいずれかの環境実践要件と同等と認められること。

6. その他

学習要項の改定により認定要件が変更された場合であっても、既に受講をしている受講者の認定要件は、受講申し込みをした時点の学習要項による認定要件となるが、改定された学習要項の認定要件等が受講者に有利となる項目については、改定後の学習要項の項目によるものとする。

表 S 1 域環境科学必修科目とポイント（10の基礎分野の概論：計100ポイント：全てビデオ講義）

| | 分野 | 講義名 | ポイント数 |
|----|---------------|------------------|--------|
| 01 | 環境問題・環境評価法 | 環境問題・環境評価法 概論 | 10ポイント |
| 02 | エネルギー技術 | エネルギー技術 概論 | 10ポイント |
| 03 | 環境配慮技術 | 環境配慮技術 概論 | 10ポイント |
| 04 | 環境管理・ESD・SDGs | 環境管理・教育啓発 概論 | 10ポイント |
| 05 | 環境関連法・行政 | 環境関連法・行政 概論 | 10ポイント |
| 06 | 大気・水と食の健康リスク | 大気・水と食の健康リスク 概論 | 10ポイント |
| 07 | 自然環境保護・生物多様性 | 自然環境保護・生物多様性 概論 | 10ポイント |
| 08 | 気候変動問題 | 気候変動問題 概論 | 10ポイント |
| 09 | コミュニティ&インバウンド | コミュニティ&インバウンド 概論 | 10ポイント |
| 10 | 環境経済・経営,ESG | 環境経済・経営 概論 | 10ポイント |